

第3章 子どもの貧困対策における取組の視点

第2章における本市が独自で実施した調査（市民アンケート・対象者アンケート・支援者ヒアリング）の結果や、関連する事業データ等から把握された本市の子どもの貧困の状況から明らかになった、貧困状態にある子ども・若者、家庭が抱える複合的な課題等を踏まえ、本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を次のとおり整理します。

1 支援につながっていない子ども・若者、家庭を見守る

(1) 気づく・つなぐ・見守る

保育所・学校や児童相談所などからは、経済的・福祉的な支援制度の利用を望まない世帯や、何らかの事情で支援制度の適用条件にあてはまらない所得の低い世帯、身近な相談者がいないなどの社会的な孤立の状況にあり支援制度の情報が届いていない世帯が、最も厳しい状況におかれているといった意見があります。

このような状況の背景の一つとして、保護者が仕事を休むことができない、健康状態がよくないために外出できないなど、個別の相談や必要な手続きを行うために区役所等の窓口に来ることができない場合があると考えられます。

また、行政と関わることを望まない場合や必要な情報が伝わっていないことなどが考えられます。このような世帯では、子どもの成長の小さなつまづきに気づきにくかったり、場合によっては、障害の可能性が見過ごされることもあります。

制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子ども・若者、家庭を、様々な場面でできるだけ早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことも、子どもの貧困対策として位置づけていく必要があります。

様々な接点や方策で必要な情報を届ける工夫や、妊娠・出産・乳幼児期にあつては、妊娠届出時の面接や新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健の取組や地域の子育て支援の場面、保育所・幼稚園等での様子、学齢期にあつては、学校生活の中の気づきなど、日常の中で、訪問型の支援も取り入れながら、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、地域で見守ったり、専門機関につなげたりしていくことが必要です。

また、その他にも生活困窮者自立支援制度などの相談の過程で、世帯へ関わる中で支援を要する子どもの存在に気づき、適切な支援に繋げていくことも重要です。

(2) 対象者への配慮と支援の仕組みづくり

困難を抱える家庭は、地域との関わりや制度を利用することを望まない場合もあります。支援や見守りにあつては、子どもや保護者に傾聴することで、家庭が抱えている困難や背景に気づくこと、気持ちに配慮しながら寄り添い、見守り、抱えている悩みや困難に応じた支援につなげることが必要です。

また、見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組とともに、子どもの成長発達や家庭等の状況を正確にアセスメントし、学校、地域や民間の支援機関とも連携してサポートしていく仕組みや体制が不可欠です。

2 乳幼児期の子どもの心身の健康保持、自己肯定感や基本的信頼感の醸成

保護者の疾病・障害、子育てに関する知識やスキルが不十分であるなどの理由により、子どもが家庭で適切な養育を受けることができない場合や、虐待が疑われるケースなど、子どもが一人の人として大切にされ、守られる権利が損なわれかねない状況が生じている場合があります。

適切な養育がなされない状況では、子どもの栄養や衛生が十分確保されないことに加え、特定の大人との愛着の形成が不十分となり、情緒が安定しないことや、人への基本的信頼感が十分に育まれないことや自己肯定感が低いことなどが指摘されています。

適切な養育を受けていない状況が続く場合は、将来の学習や就労への意欲や取組姿勢にマイナスの影響を生じる可能性もあります。

さまざまな理由により保護者が適切な養育をすることができない場合は、相談支援事業や育児支援ヘルパー等の家庭の子育てを支えていく支援と合わせ、保育所や幼稚園等を利用することで、子どもの心身の健康や情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の定着の促進を図るとともに、自己肯定感や基本的信頼感を醸成し、子どもの育ち・成長を支えていくことが必要です。

また、保護者の子育てに対する負担感・不安感が強い場合に、保育所等を利用することは、子どもの育ちを守るだけでなく、保育士や他の保護者との関わりにより、保護者の孤立を防ぐとともに、心理的・肉体的なゆとりが生まれ、家庭での養育が子どもにとって望ましい方向へ変わることが期待できます。

乳幼児期に、保護者をはじめとする特定の保育者がしっかりと子どもと関わることで、愛着形成や情緒の安定と、自己肯定感を得られることは、基本的な生活習慣の定着をはかり学齢期以降の学習習慣の基盤をつくとともに、学習意欲や、課題や困難に立ち向かう精神力の基盤をつくるためにも非常に重要です。

3 学力保障及び教育と福祉の連携

(1) 小・中学校における学力保障

未就学期に、保育所や幼稚園等に通っていない場合や通っていても定期的に通園できなかった場合など、集団生活や学びの準備が整わず、学校での生活への適応が難しくなり、学校へ通うことが困難となる場合があります。

さらに、保護者の疾病・障害や外国籍・外国につながる子どものいる家庭では、地域社会や周囲から孤立化している場合もあり、就学にあたり必要な情報が得られない、家庭に求められることを理解できないといった理由で就学の準備が不十分となり、子どもの学校生活を円滑にスタートさせることができないこともあります。

市民アンケートでは、学校等での勉強全般の状況が、「やや遅れている」、「かなり遅れている」と回答した割合は、全体(9.7%)と比較して、貧困線以下の世帯では高く(26.4%)なっています。

また、平成 25 年度全国学力・学習状況調査を活用した調査研究²⁴によると、世帯の所得や保護者の学歴などの家庭の社会的背景が高い児童生徒の方が、低い児童生徒に比べて学力が高い傾向にあります。

所得の格差拡大や、様々な家庭環境などによって生じる学力や進学機会の格差に対し、学校においても、少人数指導や補習で対応しています。

また、外国籍・外国につながる子どもの、日本語指導が必要な児童生徒のニーズに合わせた学習支援を進められるよう母語による初期適応支援、日本語教室での指導、補助指導員の配置等を行っています。

小・中学校においては、これまで以上に全ての子どもの学力を保障するため、学校と関係機関が連携して学習支援を充実していくことが必要です。

(2) 教育・福祉の連携による児童・生徒支援

横浜市では、他都市に先駆けて全ての市立小・中学校に児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭を配置し、全ての子どもが安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、子ども達の悩みや不安の解決に取り組んでいます。

また、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや家庭の課題解決にあたりとともに、「小中一貫型カウンセラー」の配置や「登校支援アプローチプラン」に基づく登校支援など、義務教育 9 年間を見通した対応の充実を図っています。

しかし、子どもや家庭の経済的な困窮、保護者の就労や疾病・障害等による養育環境の課題は、学校だけでは解決できないため、福祉や医療などの専門的なアプローチが求められます。

²⁴ 文部科学省委託研究「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）

平成 27 年度から、区役所における学齢期の対応窓口を、こども家庭支援課に一本化し、これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携し切れ目のない支援を行っています。

(3) 高校進学に向けた学習支援

学校においては、全ての子ども達の学力を保障するため、習熟度別指導や補習などの取組を行っていますが、貧困状態にある子どもは、学力や進学において、格差が生じている現状があります。

平成 27 年度に本格施行された生活困窮者自立支援制度には、生活困窮世帯への学習支援事業が取組の一つとして位置づけられました。本市では、生活保護世帯の中学生への高校進学のための学習支援の取組を、国に先駆けて、区の自主的な取組としてスタートし、「寄り添い型学習等支援事業」として、平成 26 年度には、18 区での展開となりました。

参加した子ども達の高校進学率は、生活保護世帯全体と比較すると向上し、成果をあげていますが、現在中心となっている、生活保護世帯の中学 3 年生のうち、参加している子どもは、全体の約 3 分の 1 であり、会場が自宅や学校から遠い等の理由で、参加を希望しながらも参加できない子どもがいるため、受入枠や実施か所の拡充が求められています。

また、現在中学 3 年生が中心となっている利用者について、学習の効果を高めるとともに、学校の成績の向上を図り、進学先の選択肢を広げるためには、中学 2 年生など、より早い段階から学習支援が必要とされています。

(4) 高校進学後の学習支援と支援ネットワークの強化

家庭環境や他の子どもとの経済的な格差の中で、高校での勉強についていくことができず、学習に対する意欲が低下したり、安心して学校生活を送ることが困難となったりすることで、学校へ通うこと自体が難しくなることもあり、その結果、高校中退となる場合も指摘されています。

就労や新たな就学先が決まらないまま中退する場合も多く、義務教育期と異なり、教育機関や地域との関係が薄くなる中で、行政や支援機関からは、その存在が見えにくくなります。就労先や進学先が決まらないまま卒業する場合も同様の課題があります。

定時制の市立高校では、生徒の到達度に応じて基礎を改めて学ぶ「学び直し」や、スクールカウンセラーや産業カウンセラーによる相談支援など、生徒の中退を防止し、就学の継続や就業を支援する取組を行っています。今後は、自立する力の育成を目標に、関係機関と連携した支援の充実が必要です。

また、関係機関においては、学校との連携の中で、必要な情報提供や相談対応などにより就学継続支援に取り組むとともに、やむを得ず生徒が中退という選択をした場合や進路が決まらずに卒業することとなった場合でも、その後、円滑に利用できる支援の仕組みをつくることが重要です。

さらに、高校中退後に、高等学校卒業程度認定試験の受験など学び直しの機会や支援が必要です。

4 多様な大人との関わり

対象となる家庭の中には、疾病や障害等のために保護者が就労していない家庭もあります。

理由に関わらず、最も身近な大人である保護者が就労している様子を知らない子ども達は、自身が将来、就労し、収入を得て、家族を支えていく具体的なイメージや、職業の選択肢を幅広く持つことが難しくなります。

就労に対する意欲や具体的な手段、職業の選択に必要な情報を十分に得られないままでは、将来、社会情勢や就業形態の変化による影響や本人の離職などにより貧困状態に陥る可能性が高まります。

最も身近な大人である保護者に対する、就労を始めとする自立に向けた支援を行い、子ども達の1つのモデルとなれるように働きかけを継続するとともに、保護者以外の大人が、子ども達と関わりを持ち、多様な大人の姿を示していくことが必要です。

例えば、横浜市が、平成 26 年度から 18 区展開している寄り添い型学習等支援事業は、大学生のボランティアスタッフが中心となって、利用者へ勉強を教えています。大学生は、単に勉強を教えることにとどまらず、中学生にとっては、直接話をする事ができる、比較的年齢の近い大人のモデルとしての役割も担っています。

学習支援の取組を始めとして、子どもと関わる場面では、子ども達が、職業や将来の自立に向けた情報や具体的なイメージを持つとともに、そこに至るために必要なプロセスや努力すべき点を知ることができる、ロールモデルとしての身近な大人との関わりを持つことが必要です。

5 ひとり親家庭の保護者の自立支援における子育てとの両立の視点と子どもに対する支援

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っていますが、多くの家庭では、保護者が両者の役割をしっかりと担い、多忙な中でも、子どもは健やかに成長しています。

しかし、子育てと生計維持のための就労の負担の重さ、ひとり親家庭の背景として、DV被害や児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害がある場合等、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

また、ひとり親世帯となった経緯は死別、離別、未婚など様々であり、経済的にも、精神的にも余裕のない中で、多くの困難を一度に抱える傾向にあります。

親族を頼れない場合など、失業による収入減少は、働き手が一人しかいない中で、家庭全体がすぐに生活困窮に陥るリスクが高くなります。

実態として、子育て中のひとり親家庭は、不安定な就労・低所得の人が多い状況であり、本市の市民アンケートによる「子どもがいる現役世代のうちひとり親世帯のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合」は45.6%と、全国の傾向と同様に、経済的困窮を抱える家庭が多くなっています。

第一に、就労し、生計を立てるための支援が考えられますが、離婚等による環境の急激な変化に、保護者の心身の状態が整わず、すぐに就労可能な状況ではない人がおり、精神的なケアや、当面の生活の安定を図ることから始める必要がある場合もあり、支援に関わる人々の専門性を高め、関係機関との連携体制を強化していくことが求められています。

一方で、生計を維持するために、ダブルワークや夜間就労をせざるをえなかった結果、保護者自身が心身の健康を損ねたり、子育てへ充てられる時間が少なくなり、やむを得ずネグレクト状態になっている場合も見受けられ、子ども自身に対する支援の必要性も高まっています。

子どもの貧困対策としては、現に貧困であるかに関わらず、ひとり親家庭等困難を抱えやすい家庭に対する支援としては、精神的なケアを含めた生活全体の支援、子育てとの両立ができる仕事に就くための支援の充実や、子育て支援環境をひとり親家庭等にとってより利用しやすいものとしていくことが必要です。

また、仕事と子育て、家庭生活の安定を図るための、児童扶養手当などの経済的な基盤となる現金給付の制度についても、国において機能の充実が検討されています。

6 社会的養護の子どもへのアプローチ

社会的養護のもとで暮らしている子どもは、必要な場合は20歳までは児童養護施設や里親の下で暮らすことが認められますが、原則として18歳で施設等から自立します。施設退所後に、保護者からの経済的援助や精神的な支えのない大変厳しい状況の中で自立を求められるため、進学や就職の支援とともに、生活や心を支える支援などが求められています。

(1) 施設等を退所した後の自立支援

現在、本市の施設等退所後児童アフターケア事業では、大学進学等自立生活資金の支給や居場所の運営などに取り組むとともに、各児童養護施設においても、退所後児童への相談支援等を行っています。

しかし、現状として、退所後に児童との連絡が途絶えてしまい、支援や関係が途切れてしまう場合も少なくないため、その後のサポートができず、困難を抱えている可能性もあり、実態の把握に取り組むことが求められています。

また、施設等を退所したときに、未成年であることや家族を頼ることができない状況も多く、単身で住居を確保しづらいことが、自立にあたっての大きなハードルとなっているため、これまで以上に、自立に向けた生活基盤を支えるため、安定的な住居の確保のための取組が必要です。

近年の雇用情勢の中では、安定的な就労ができない場合も多く、職が得られても給与は生活を維持していくには十分でなく、給与収入のみで、単身で、住居を維持し、生活することが大きな負担になっています。著しい収入の低下や失職などで、住居を失った場合など、家族を頼ることができない状況の中では、社会的に孤立化したり、生活困難に陥るリスクが高まります。

就労継続のための相談支援はもちろんですが、やむを得ず離職した場合に次の支援の拠点となる場所やよりどころとなる居場所を一層充実していく必要があります。

さらに、再チャレンジに向けては、新しい仕事を紹介するだけでなく、状況により生活を安定させるための生活支援（衣食住の支援）や、自身の課題について相談に乗るとともに、解決に向けた訓練の機会を設けるなど、今後の自立につながるよう、継続的な支援が求められています。

(2) 進学支援の充実

社会的養護を必要とする子どもは、家庭にいたときに学校へ通うことができなかった場合や、一時保護の長期化等により、学習に遅れが生じる場合があります。

社会的養護の子どもへの大学・専修学校等への進学率（平成26年5月現在約32%）と、その他の子ども全体（平成26年5月現在約85%）と比較して大きく下回っています。

就労の希望や適性など、一人ひとりの状況は異なりますが、進学を希望している子どもであっても、貸付型の奨学金は将来の借金となり、卒業後に安定した雇用につけないと返済が負担になることから、進学をあきらめる現状があります。

現在、本市では、施設等退所後児童の進学から卒業までを、「資金」と「意欲」の両面からサポートする、返還不要な奨学金支援プログラム「カナエール」を実施しています。

社会的養護を必要とする子どもが、本人の努力だけでは解決できない事由により、大学進学など希望の進路をあきらめなくてはならない状況を防ぐための経済的な支援や社会全体で応援していく機運を高めていくことが必要です。

7 困難を抱える若者支援

横浜市においては、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、少なくともひきこもり状態の若者が8,000人、無業状態の若者が、57,000人いると推計されています。

ひきこもり・無業状態等困難を抱える若者は、保護者の下で暮らしている場合や保護者の援助がある場合も多く、その時点では必ずしも貧困というわけではありません。

しかし、将来保護者等からの援助が得られなくなった場合は、自身が就労して収入を得ることが難しく、生活困窮に陥るリスクは高く、生活保護等社会的コストの増大にもつながる恐れがあります。

また一方で、経済的な理由や経済的困窮に起因する、学習の遅れや学校生活への不適応が理由で、就労や次の就学先が決まらず高校等を中退し、ひきこもりや無業状態となった若者個人の中には、すでに経済的にも苦しい状況に置かれている人もいます。

子どもの貧困対策として、これらの困難を抱える若者を、社会的・経済的な自立に向けて支援することは、個人やその家族を生活困窮に陥らせない直接の取組です。

加えて、社会を支える役割を担えるように、長期的な人材育成の視点に立って支援することが必要です。

横浜市では、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション、若者自立支援機関による専門の相談や就労訓練等を実施しているほか、よこはま型若者自立塾等、民間団体が行っている若者自立支援事業に対する補助を行っています。また、青少年相談センターにおいては、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップも図っています。

今後は、このような取組を推進するとともに、地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することが必要です。地域社会における協力者・応援者を増やすことにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付け、より多くの若者に支援が行き届くよう取り組む必要があります。

8 妊娠・出産期からの子どもの貧困対策

妊娠や出産は、新たな家族が加わり非常に幸せな時期であると同時に、さまざまなストレスも生じる時期です。妊娠による身体の変化や分娩への不安、子どもを愛し育てることができるかなどの自分に対する不安に加え家族の理解や協力が得られるのか、仕事や子どもを産み育てるための経済的問題等への不安に直面します。また、出産した母親はこれまでの社会的役割、妻の役割の他に、新たに母親としての役割を担うことになるとともに、新生児を迎える父親、祖父母、兄弟もそれぞれの役割が要求されます。妊娠・出産やその後の子育てというストレスに対応していけるよう支援が必要な時期です。特に乳幼児期は、発育・発達が著しく、子どもの未熟性を補完するために適切な育児が実践される必要があります。

横浜市では、妊娠を行政的に把握できる妊娠の届出の際に、専門職による面接を行い妊娠期からの切れ目のない相談支援に取り組んでいます。また、妊産婦健康診査や乳幼児のいる家庭への訪問指導や乳幼児健康診査などを通じて、支援が必要な方を早期に把握し、必要な支援が行えるよう妊娠・出産期からの子育て家庭の支援に取り組んでいます。

平成 27 年度からは、予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱え誰にも相談できず孤立している妊婦を支援するために、電話やメールで気軽に相談できる「にんしん SOS ヨコハマ」を整備し、妊娠から出産、その後の育児に至るまでの相談・支援を充実させ、養育困難や児童虐待の予防につなげる取組を推進します。

これらの取組の中で、経済的な課題を含め、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、専門機関の相談や具体的な支援へつなげることで、各家庭が安心して子どもを産み育てられるよう支えていくことが重要です。

妊娠・出産期の母子に対する母子保健の取組は、育児不安の早期解消や児童虐待の早期発見・早期予防に加え、子どもの貧困を早期に発見し、見守りや支援につなげるために、大変重要な役割を有しています。

なお、国においても、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を整備し、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを作成する「妊娠・出産包括支援事業」の全国展開の方向性を打ち出しており、これまで以上に妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の取組の充実が求められています。

9 切れ目のない支援と個人情報の共有

子どもや家庭が抱える課題は複合的なものが多く、学校、区役所福祉保健センター、児童相談所等が単独で関わるだけでは解決することが難しい場合があります。このため、子どもや家庭の支援に関わる機関は、それぞれの立場や役割の中で、相互に連携して対応することが必要となります。

切れ目のない支援を展開するため、支援機関同士の連携強化に向けて、民生・児童委員、主任児童委員や「要保護児童対策地域協議会」等の既存の仕組みとも連携しながら、必要な範囲での個人情報の共有のあり方について検討していきます。

☆コラム～「子ども・青少年にとって」の視点での支援～☆

子ども・青少年は、誰もが自分の良さや可能性、それを自ら発揮できるという内在した力を持っています。子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。子ども自身を支援するだけでなく、子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することも重要です。

また、保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、全ての市民が未来を創る子ども・青少年に目を向け、「子ども・青少年にとって」の視点で、彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはないかを考えることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。

横浜市では、平成 27 年 3 月に策定した「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」の中で、計画推進のための基本的な視点として、「子ども・青少年にとって」の視点での支援や、子どもの内在する力を引き出す支援など 6 つを基本的な視点として施策・事業を組み立て、推進しています。



子どもの貧困対策においても、子どもが抱える困難について、直接的な経済的困窮対策だけではなく、「子ども・青少年にとって」の視点に立って、子ども自身の成長や自立を支えていくことの重要性が本市の支援者ヒアリングやアンケート結果から指摘されています。

本計画に掲げた施策や事業の推進にあたっては、こうした視点を大切に、取組を進めていきます。

第4章 本市の子どもの貧困対策

第3章で整理した本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を踏まえ、5か年の計画期間における、目指す基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や、計画体系、目標値については次のとおりです。

1 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

2 施策展開にあたっての基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、次の基本的な考え方に立ち、施策・事業を組み立て、推進します。

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

① 「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの育ち・成長と教育の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

② 「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり

成長段階に応じた施策の連続性・継続性を持たせるとともに、行政、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域等の子ども・青少年に関わる人々の相互理解の促進とネットワーク化に取り組み、「切れ目のない支援」が、必要な子ども・若者へ「届く」仕組みをつくります。

③ 人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

暮らしの安定と、少子高齢化の進む横浜の活力の維持・向上につながるよう、積極的な人材育成の観点と地域社会とのつながりに配慮した施策を展開します。

3 計画の体系

第5章では、次の体系に沿って、子どもの貧困対策に資する本市の事業・取組を改めて整理し、計画に位置付けます。

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるために、5つの施策の柱に沿って取組を進めます。

(1) 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実を、子どもの貧困対策の基盤として位置付けます。

(2) 施策の柱

① 気づく・つなぐ・見守る

- 困難を抱える子ども・若者、家庭を、区役所や地域等の多様な関わりの場面で把握し、関係機関との連携により支援につなげ、地域の中で見守る。

② 子どもの育ち・成長を守る

- 子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長するための環境を整える。
- 困難を抱える子どもの生活を支える。

③ 貧困の連鎖を断つ

- 学校だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図る。
- 相談支援・経済的支援により、就学の継続や希望する進路の実現につなげる。

④ 困難を抱える若者の力を育む

- 初期相談から自立までの段階的な支援を行うとともに、専門機関と地域の連携を深め、若者の現在及び将来の生活の安定を図る。

⑤ 生活基盤を整える

- 現金給付による暮らしの保障と、保護者への就労促進等により、生活自立に向けて支援する。

4 計画の進ちよく状況の把握

子どもの成長段階や困難を抱える若者・ひとり親家庭等対象ごとの目標値を設定し、計画の推進状況を把握する手立ての一つとします。

本市計画は、子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくことや支援が確実に届く仕組みをつくることを目的としています。

このため、計画の進ちよく状況は、計画に位置付ける取組全体を推進することで、子どもの貧困状態の改善に資する環境を実現できているかの視点や、取組の結果として、子ども・若者の自立に向けた基盤が育まれているかにより把握していきます。

対象	目標	直近の現状値	目標値 (平成32年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	95.0% (*1) 以上
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	0人 (*1)
未就学期・ 小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	65% (*1) 以上
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小: 74.2% 中: 64.2% (26年度)	小: 75.0% (*2) 以上 中: 65.0% (*2) 以上
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	75.0% (*2) 以上
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率*3	93.1% (26年度)	95.0% 以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率*4	97.9% (26年度)	99.0% 以上
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,500人 (*1) 以上
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	1,900人 (*1) 以上 (26年度~7か年累計)

*1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値(平成31年度)

*2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値(平成30年度)

*3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値

*4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値

第5章 子どもの貧困対策に関する取組

1 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

2 5つの施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策2 子どもの育ち・成長を守る

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策3 貧困の連鎖を断つ

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策4 困難を抱える若者の力を育む

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策5 生活基盤を整える

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

※★印は本市独自で実施している事業・取組

1 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

子どもの貧困対策を検討するに当たっては、未就学期、学齢期の子どもが受ける教育や保育の役割を改めて認識することが重要です。教育や保育は、経済的な困窮状態にある等、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めたすべての子どもに対する営みです。その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤になるものと考えています。

第一に、未就学期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。子どもの育ちや学びを支える基盤とも言うべき自己有用感や自己肯定感は、未就学期から育まれるとともに、大人との間に情緒的な絆を築くことにより、情緒の安定した子ども、人への信頼感をもつ子どもに育ちます。このため、本市では、一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切に、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を目指します。また、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるように未就学期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

また、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育むことができるような教育を行うことが必要です。本市においては、子どもたちが、「知」（確かな学力）「徳」（豊かな心）「体」（健やかな体）「公」（公共心と社会参画意識）「開」（国際社会に寄与する開かれた心）で示す力を身に付けられるよう横浜の教育を推進します。

◇主な取組

○乳幼児期の教育・保育の保障

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

そこで、新制度では、幼稚園等での幼児教育と、乳幼児期の保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、居宅訪問型保育事業等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

また、上記の施設等を利用する際の利用料（保育料）について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。さらに、平成 28 年度から、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

○私立幼稚園就園奨励補助

私学助成を受ける幼稚園に在園する園児について、世帯の所得状況に応じた助成により入園料と保育料の負担軽減を行い、生活保護世帯や非課税世帯の低所得者の負担軽減を図ります。さらに、平成 28 年度から、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続

子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。

このため、本市では、保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていきます。

○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上

各学校において、「学力向上アクションプラン」を作成し、その実現に向けて学力層を意識した授業改善に取り組んだり、個別指導や習熟度別指導など、子ども一人ひとりに応じた指導方法や指導体制を工夫したりして、基礎学力の向上を目指します。

○子どもの社会的スキルの向上

子どもの自立及び仲間との良好な関係、そして集団への積極的な関わりを作り出すために必要な資質や能力を育成します。

○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり

子どもの育ちの観点からは、自己有用感や自己肯定感をもちながら自己形成をしていく過程を大切にしていくことが必要です。

特に学校においては、全ての子どもを対象に「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用して、一人ひとりがかかる実感を持てる授業づくりや、子ども同士が互いに認め合い、温かく関わる集団作りを大切にします。

○地域と連携した放課後の学習支援

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小・中学生等を対象に、様々な放課後の居場所を活用して大学生や元教員など地域住民等の協力による幅広い学習支援を実施します。

特に、学習支援が必要な中学生を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した学習支援「放課後学び場事業」を、平成32年度までに76校で実施予定です。

○発達の段階に応じたキャリア教育の推進

働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持てる子どもを育むことを目指し、小・中学校が連携してキャリア教育に取り組んでいきます。

○登校支援の取組

学校では、不登校の未然防止に向けて、子どもたちが自己有用感や自己肯定感を育むような学級・学校づくりに取り組みます。不登校児童生徒の社会的自立や登校支援を目指して、横浜教育支援センターにおけるハートフルフレンドによる訪問、ハートフルスペース、ハートフルルームの活動の充実により、児童生徒や保護者への積極的な支援を図ります。

また、民間教育施設等との連携を推進し、子どもたちへの多様な支援の充実に努めます。

○学校における食育の推進

「食育基本法」前文にもあるように、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要」です。学校における食育を通じて、食の自己管理ができる児童生徒の育成に向け、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を涵養していきます。

また、中学校においては、28年度中の全校実施を目指しているハマ弁（横浜型配達弁当）の取組の中で食育を推進するとともに、生活環境により昼食の用意が困難な生徒への支援を行っていきます。

○貧困問題の学校における理解促進

貧困状態に置かれた子どもの生活状況や、子どもの貧困が子どもの健康、学力、将来に及ぼす影響、そして子どもの貧困に対する学校における取組等について様々な場面で教職員の理解を図ります。

☆コラム～幼保小の連続性・一貫性を支える接続期カリキュラム～☆

横浜市では、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を図るため、平成24年に「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」を策定し、幼保小で連続性・一貫性をもって育ちと学びをつないでいく視点を明確にしました。

接続期カリキュラムの考え方にに基づき、乳幼児期から育まれていく信頼感や自己肯定感を土台とし、園から学校へと生活する場が変わっても安心して自己発揮できるように支援をつないでいきます。また、家庭とも連携し、園や学校における居場所づくりをすすめています。

さらに、「子どもは、学ぶ意欲と学ぶ力をもった有能な学び手である」という肯定的な子ども観を幼保小の職員で共有し、共感のまなざしと笑顔で子どもたちを支えています。

幼保小で育ちと学びをつなぐために、各区で「幼保小教育交流事業」を実施し、子ども、職員の交流や連携を進めています。また「幼保小連携推進地区」を指定し、研究テーマにそってよりよい幼保小連携のあり方を研究しています。

保護者や地域向けの事業としては「保護者・地域とともに学ぶ健やか子育て講演会」を開催し、保護者や地域にも接続期カリキュラムの考え方を発信するとともに、保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」を作成して、子どもとともに、保護者の不安の解消にも努めています。

2 施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る

1 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、支援につなげていきます。
- 地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

2 主な取組

(1) 母子保健施策・地域子育て支援施策

○妊娠期から子育て期にわたる相談支援

妊産婦及び子育て家庭が妊娠・出産・子育てに関する正しい理解を深め、すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるよう、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、両親教室、妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を進めます。

また、産科・小児科などの医療機関や子育て支援機関、関係者と連携し、支援が必要な方への相談支援を行います。

また、予期しない妊娠等に悩む妊婦が相談支援を受け、安心して子どもを産み育てられるよう、「にんしんSOSヨコハマ」(★)を設置し、妊娠早期からの相談支援の充実に取り組みます。

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

各区にある地域子育て支援拠点において、親子の個別ニーズを把握し、その状況に応じて、多様な教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、専任の職員が情報提供、相談、援助、助言などを行います。

(2) 学校と区役所等の連携

○区役所の学齢期対応の窓口の一本化

子どもや家庭が抱える課題を総合的に支援するため、学齢期の留守家庭児童への対応も含めた学齢期対応の窓口を区役所のこども家庭支援課に一本化し、乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を行います。

○スクールソーシャルワーカー、カウンセラー及び児童支援専任教諭(★)・生徒指導専任教諭の配置

いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、児童支援専任教諭の全小学校、生徒指導専任教諭の全中学校への配置や、専門家であるカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒支援体制を充実させます。また、児童支援専任教諭、

生徒指導専任教諭を中心に幼稚園、保育所や区役所等の関係機関と連携し、児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目のない支援に取り組みます。

○高校就学継続・進路選択等の支援

高等学校では、中途退学や卒業時の進路未決定者等の状況があり、生徒指導上の重要な課題となっています。市立高校では、全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や家庭の複雑・多様化する課題解決のための相談支援を行います。また、生徒が希望する進路を実現できるよう、「進学指導アドバイザー」の派遣や産業カウンセラーによる就業に関する相談支援などキャリアカウンセリングの充実を図り、教職員による生徒への指導と合わせ、学びの継続や自立に向けた支援を行います。

また、若者サポートステーションや地域ユースプラザ（★）に専門相談員を配置し、よりきめ細やかで専門的な相談支援を行うことで、ひきこもりや不登校など若者が抱える様々な困難について、総合的な支援や社会参加に向けた継続的な支援を行い、高校の就学継続や、やむを得ず中退した場合のその後の就労や進学に向けた支援を行います。

(3) 総合的な児童虐待防止対策の推進

保護者の疾病・障害、子育てに関する知識やスキルが不十分であるなどの理由により、子どもが家庭で適切な養育を受けることができない場合や、虐待が疑われるケースなど、子どもが一人の人として大切にされ、守られる権利が損なわれかねない状況が生じている場合があります。これは、経済的に困窮している世帯のみに該当することではありませんが、子ども自身が自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長するため、子どもの貧困対策に関する計画にも位置づけ、児童虐待対策を進めていく必要があります。

○児童虐待防止啓発地域連携事業

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

児童虐待に関する相談・通告受理件数は、平成 26 年度においては 4,507 件で、年々増加傾向にあります。

このように増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図るとともに、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に対しては、現在の対応を維持し、迅速に対応していきます。

また、平成 26 年 1 月に作成した「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関(警察)との連携強化のため、警察官(OB)を児童相談所へ配置し、相談・支援体制の充実を図っています。

○保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入れ体制を整えます。

(4) **生活困窮者への自立支援**

生活困窮家庭への相談支援を通じて、支援を要する子ども・若者を早期に把握し、早期に支援へ繋げていくため、こども家庭支援課や青少年相談センター、学校等庁内や地域における子どもを支える関係機関への相談や連絡体制を構築します。

○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化

生活困窮者自立支援の核となる自立相談支援事業の実施にあたり、各区に自立相談支援員を配置し、包括的な相談や支援に向けた区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携を強化していきます。

○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進

学校・保育所をはじめ、地域ケアプラザや民生委員等、日常的に子ども・若者、家庭に接する機会を有する関係機関のネットワークを充実させ、子どもを含む生活困窮者を、早期に適切な支援に繋げていくためのアウトリーチ機能を強化していきます。

(5) **その他の事業・取組**

事業名	事業内容
妊娠・出産に関する知識の普及啓発(★)	希望する妊娠・出産を実現できるよう、高校や大学等と連携し、妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を広く普及させ、啓発を進める。
妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠など妊娠・出産の悩みを抱え、支援が必要な方への相談窓口を設置し、妊娠から出産に至るまでの相談・支援体制を充実させ、養育困難や児童虐待の予防につなげる。

事業名	事業内容
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査に係る費用の一部を補助し、経済的な負担を軽減する。また、妊娠の届出の際に看護職が面接し、受診勧奨を行うとともに必要な保健指導を行う。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報を提供するとともに、必要な支援につなげる。
新生児訪問	初めて（第1子）の子どもを産み育てる家庭や相談・支援を要する家庭へ保健師、助産師が訪問し、子どもの成長・発達や保護者の健康状態を確認するとともに、必要な保健指導を行う。
乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。
地域子育て支援拠点事業	妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設で、親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用者支援、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行う。また、子育てサークルの活動支援や、地域における子育て支援の啓発等を行う。
親と子のつどいの広場事業	地域の子育て機能を高め、子育てに対する不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図ることを目的に、市民活動団体などが、マンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流、つどいの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを行う。

事業名	事業内容
認定こども園及び保育所 地域子育て支援事業	子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的に、既存の認定こども園・保育所の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、交流保育等の地域子育て支援の場を提供する。
私立幼稚園等 はまっ子広場事業	未就学児の子どもとその保護者を対象に、幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、園施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などの地域の子育て支援を行う。
乳児期・幼児期・小学校の 連携・接続	保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていく。
要保護児童対策 地域協議会	児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会は、「横浜市子育てSOS連絡会（代表者会議）」と、要保護児童の支援に携わる関係機関の実務者で構成する各区の「児童虐待防止連絡会（実務者会議）」により、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行う。また、個別事例の検討を行う「個別ケース検討会議」を実施し具体的な支援方法と各関係者の役割分担を検討する。
青少年相談センターに おける相談・支援事業 (★) (再)	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行う。また、若者支援を行う人材や団体の育成に取り組む。
生活困窮状態の若者に 対する相談支援事業 (若者サポートステーション 拡充事業) (★)	生活困窮状態及びそれ以外にも複合的な課題を抱える若者に対して、区役所や青少年相談センター、地域ユースプラザ等と連携して自立に向けた総合的な支援を行う。
児童相談所による 相談・支援	市内4か所にある児童相談所において、子どもの養育に関する相談や非行、不登校、障害等に関する相談・支援を行う。

事業名	事業内容
民生委員・児童委員 主任児童委員	養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行う。
応援パートナーの 養成・派遣 (地域ユースプラザ事業) (★)(再)	一般市民の方や団体・企業を対象に、困難を抱える若者について理解し、活動に協力していただけるよう「応援パートナー」を養成し、地域ユースプラザをはじめとする地域の若者支援の活動への派遣等を実施する。 <small>※応援パートナー 平成27年度に実施した「地域サポートモデル事業」により育成。</small>
母子家庭等就業・ 自立支援センター (ひとり親サポートよこはま)	ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・講習会、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施する。 また、ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施し、ひとり親家庭の自立に向けて支援する。
孤立予防対策事業(★)	日常業務で地域に密着したサービスを提供する電気、ガス、水道などのライフライン事業者等に対し、料金の徴収や、料金の滞納に伴う供給停止の手続の際に、本人から生活に困窮している旨の申し出があった場合に、最寄りの区役所の相談窓口を案内してもらう。

☆コラム～区と学校との連携による貧困対策～☆

平成 27 年度より、市内区役所のこども家庭支援課に、学校連携担当職員が配置されました。これを受けて港北区では、子どもの貧困対策に関して、区と学校が今まで以上に有機的な対応を図ろうと、区と学校教育事務所が連携した、「子どもの貧困対策プロジェクト」を実施しています。

具体的な動きとしては、学校関係者が集まる会議にて、区の生活支援課が実施している寄り添い型学習支援事業の詳細を共有することや、事例検討を行っています。これにより、各々の制度や活動についての共通理解が進むとともに、校内での支援が難しかった子どもに対し、校外での対応を進める土壌ができる、などの成果が上がっています。

今後も、区と学校が、それぞれの子どもに寄り添った上で環境を整えていくことを前提に、状況に応じて地域の方々とも連携を取りながら効果的な対応を継続することにより、貧困が連鎖することを防いでいきたい、とプロジェクトを進めております。

☆コラム～臨床心理士を保育所に配置して養育支援を充実～☆

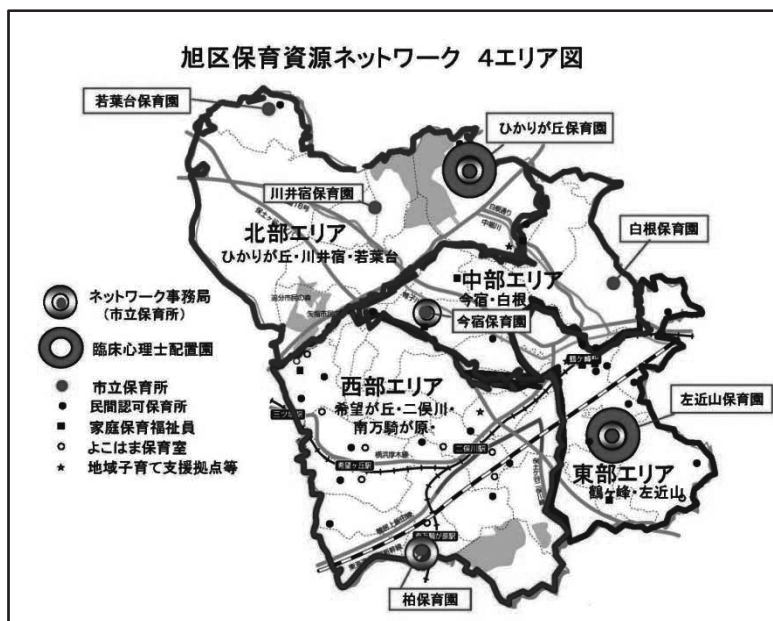
虐待、DV、精神疾患、ひとり親、発達障害児、未熟な養育者など、支援が必要な乳幼児や保護者が増えており、保育所に求められる役割は大きくなっています。保育所は、日々の保育を通じて、子どもたちの心身を健やかに育み、保護者に寄り添い、子育てを支援することが求められます。

旭区では、養育支援の強化及び虐待予防を目的として、平成24年度から「保育所を活用した養育支援強化事業」を実施しています。事業内容としては、横浜市立左近山保育園への臨床心理士の配置（週2日）、児童虐待の専門家への事業アドバイザーの依頼、保育士を対象とした研修等を行っています。平成27年度からは、2園目として、横浜市立ひかりが丘保育園にも臨床心理士を配置しています。

この事業では、市立保育所が事務局園の役割を担い、エリア毎に保育施設等が連携して研修、行事等を行う保育資源ネットワーク構築事業を活用し、臨床心理士が配置園だけでなくエリア内の民間保育所の相談に対応し、在宅の親子を対象とした育児講座を行うなど、各施設と連携して取組を進めています。

また、平成28年度からは、保育臨床の専門家の助言を得ながら、旭区内の市立保育所（全7園予定）に臨床心理士を目指す大学院生等を研修生として受入れ、保育に心理臨床の視点を導入する取組を進める「臨床心理系インターンシップ協働支援事業」を行います。

保育士と臨床心理士の協働により、気がかりな子どもの発達や心理的な課題に対して、保護者に寄り添いながら子どもの回復と育ちを支えるなど、保育の質の向上や、地域の子育て支援の推進につなげています。乳幼児期は、自己肯定感を育む大切な時期です。乳幼児期の養育支援を強化し、早期に対応することによって、子ども達の未来を支えます。



施策2 子どもの育ち・成長を守る

1 施策の方針

- 困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。
- 学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。
- ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもたちの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

2 主な取組

(1) 子どもの育ち・成長の保障

○ 乳幼児期の教育・保育の保障（再）

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもへの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

そこで、新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、居宅訪問型保育事業等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

また、上記の施設等を利用する際の利用料（保育料）について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。さらに、平成 28 年度から、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

○ 私立幼稚園就園奨励補助（再）

私学助成を受ける幼稚園に在園する園児について、世帯の所得状況に応じた助成により入園料と保育料の負担軽減を行い、生活保護世帯や非課税世帯の低所得者の負担軽減を図ります。さらに、平成 28 年度から、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

○ 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）

子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもたちの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。

このため、本市では、保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていきます。

○学齢期以降の子どもの居場所

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、放課後キッズクラブや放課後児童クラブ等での発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

また、青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点（★）」を民間ビルのスペースなどを活用して実施しています。今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

(2) ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

○ひとり親家庭児童の生活・学習支援

母子世帯の母の50.8%、父子世帯の父の71.5%（ともに全国値）は、仕事を終えて帰宅する時間が18時以降であり、保護者が帰宅するまでの間、子どもの居場所づくりや学習支援、また、子ども1人で食事を取らざるを得ない「孤食」などを防止する取組が必要となっています。

このため、ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

また、このモデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討します。

○寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、生活スキルの習得や学習を支援する寄り添い型生活支援事業を充実します。本事業により、身近にロールモデルとなる大人が少ない小・中学生に対し、様々な世代のスタッフによる生活・学習支援を行うことにより、子どもたちが将来の目標を持つことにもつながります。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。

また、未就学児のいる家庭については、保護者が就業のため、帰宅時間が遅くなる場合には、定期的に家庭生活支援員を派遣することを可能とすることで、子どもの生活や子育てを支援します。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。

○ひとり親家庭等医療費助成

健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成します。

○就学援助・私立学校等就学奨励制度

就学援助として、経済的理由により市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。その際、申請段階での事務手続き等が円滑に進むようサポートします。

私立学校等就学奨励（★）として、市内に在住し、国立等市立以外の公立又は市内にある私立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）へ通学する方、あるいは、外国籍で市内の外国人学校（初級部・中級部）へ通学する方で、経済的な理由でお困りの方に対し学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

(3) その他の事業・取組

事業名	事業内容
乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。
横浜子育てサポートシステム	安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動。子どもを預かってほしい人が「利用会員」として、子どもを預かる人が「提供会員」として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行う。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指している。

事業名	事業内容
育児支援家庭訪問事業	区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援する。
養育支援家庭訪問事業	虐待について通報・相談等があり、児童相談所が虐待ケースとして把握し、継続支援している養育者に対し、養育者の育児不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図る。
横浜型児童家庭支援センター（★）	地域で支援が必要な家庭に対して、養育相談や一時的な預かりなど、区役所や児童相談所と連携して支援を行う。また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、将来的な全区展開を見据え、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施する。
保育所における一時保育事業等の利用料減免（★）	一時保育、休日一時保育、病児・病後児保育事業について、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の利用料を全額減免する。
寄り添い型学習支援事業（再）	生活保護世帯等の子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進める。
日本語指導が必要な児童生徒への支援	日本語教室の設置や国際教室担当教員配置校の運営により、外国籍・外国につながる児童生徒への適切な教育的支援を実施する。また、日本語指導の必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校へ、非常勤講師や外国語ができる補助指導員を配置する。
母子生活支援施設	18歳未満の児童を養育している母子世帯で、さまざまな事情から環境面・生活面等の支援を必要とする場合に入所させ、日常生活や就労・子育ての支援等を行い、母子の自立を支援する。

☆コラム～横浜型児童家庭支援センターの地域支援～☆

横浜型児童家庭支援センターは、養育に課題があり、継続した支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、専門的な相談や一時的な預かり等の支援を提供する機関です。区役所、児童相談所等の地域の関係機関と連携を深めながら、「手を差し延べる」支援機関としての役割を担います。

現在、市内に6か所ある児童家庭支援センターにおいても、区役所・児童相談所や学校等と連携しながら、地域で子育ての悩みや相談などを聞いて、解決に向けての助言や支援を行なっています。そして、地域にとって身近で親しみやすい場所になるよう、さまざまなイベントを各児童家庭支援センターで開催し、地域の子育て家庭との関係をつくりながら養育支援に取り組んでいます。

今後は利用者が利用しやすい場所への設置も検討しながら、地域に根差した支援を推進していきたいと考えています。

施策3 貧困の連鎖を断つ

1 施策の方針

- 学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。
- 学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

2 主な取組

(1) 学習支援

○寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯等の子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。

○ひとり親家庭児童の生活・学習支援（再）

母子世帯の母の50.8%、父子世帯の父の71.5%（ともに全国値）は、仕事を終えて帰宅する時間が18時以降であり、保護者が帰宅するまでの間、子どもの居場所づくりや学習支援、また、子ども1人で食事を取らざるを得ない「孤食」などを防止する取組が必要となっています。

このため、ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもたちの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

また、このモデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討します。

(2) 進学支援・就学継続支援

○被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）

区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等に在籍する生徒についても通学継続支援を行います。

○高校奨学費

経済的な理由や家庭の事情により、高等学校での修学が困難な方へ返還不要の高等学校奨学金の支給や定時制高等学校の教科書の給付などを行います。

(3) その他の事業・取組

事業名	事業内容
寄り添い型生活支援事業	<p>養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにするため、生活スキルの習得や学習を支援する寄り添い型生活支援事業を充実する。本事業により、身近にロールモデルとなる大人が少ない小・中学生に対し、様々な世代のスタッフによる生活・学習支援を行うことにより、子どもたちが将来の目標を持つことにもつながる。</p>
「学び直し」による学習支援	<p>定時制の市立高校で、生徒の到達度に応じ国語や数学、英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施。</p>
就学支援金・学び直し支援金	<p>平成26年度より公立高等学校授業料を所得制限を超えない範囲の生徒に対し、就学支援金を給付する。 また、学び直し支援事業とは、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間の経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金を支給することにより、授業料を支援する制度。</p>
市立大学の授業料減免制度	<p>経済的理由により授業料納付が困難な方を対象に、1年間分の授業料を半額または全額免除する制度。</p>
市立大学のスタートアップ奨学金制度	<p>授業料減免となった方のうち特に経済的困窮度の高い方へ、年間10万円を給付する制度。（入学初年度の学部1年次のみ対象）</p>
生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(★)	<p>生活困窮状態及びそれ以外にも複合的な課題を抱える若者に対して、区役所や青少年相談センター、地域ユースプラザ等と連携して自立に向けた総合的な支援を行う。</p>

☆コラム～教育支援専門員による支援～☆

生活保護世帯の児童・生徒が、希望する進学先に進み、将来に備え十分な知識を身に付け、社会的にも経済的にも自立を実現することができるよう、主に高等学校等への進学支援と通学支援に特化した支援を、担当ケースワーカーとともにを行っています。

中学校3年生を中心に、本人や保護者に対して、本人の将来を見据えて高校進学することの意義を共有し、進学制度の説明や寄り添い型学習支援事業への案内など、進学に向けた準備について、面接や家庭訪問などを通して支援します。不登校の生徒に対しては、家庭訪問の他、学校や他の相談機関とも連携して支援しています。

また、必要に応じて高校進学後も継続的に支援することで、高校を中退することなく、卒業することができるよう取り組んでいます。

施策4 困難を抱える若者の力を育む

1 施策の方針

- 地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。
- 専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促していきます。
- 専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で、見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在及び将来の生活の安定を図ります。

2 主な取組

(1) 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

○青少年相談センターにおける相談・支援事業

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を行う人材や団体の育成に取り組みます。

○地域ユースプラザ事業（★）

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的な相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じた自立支援を行います。

○若者サポートステーション事業

若者サポートステーションにおいて、働くことや自立に不安や悩みを抱えている若者と保護者を対象とした個別相談、学び直しを含む就労セミナー、短期間での就労体験などのプログラムを提供するとともに、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。

また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための支援を行うため、学校との連携のもと、若者サポートステーションが、定期的に出張相談等を実施します。

○よこはま型若者自立塾における支援

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、合宿訓練による共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方の習得など、生活改善に向けた支援を行うことによって、若者の社会的・経済的自立を推進します。

(2) 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

○施設等退所後児童アフターケア事業

児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。

○施設等退所後児童に対する調査

社会的に孤立したり、生活に困難を抱えるリスクが高いとされる、児童養護施設等の退所者に対する調査を実施します。

この調査により、退所者の生活や就労の状況、退所後に直面した様々な問題、自立支援の課題などを把握し、施設等が行う退所前後の自立支援の取組や、平成 24 年度から本市が行っているアフターケア事業について、当事者や利用者等からの意見を踏まえて振り返り評価するとともに、今後のより効果的な支援につなげていきます。

○応援パートナーの養成・派遣（地域ユースプラザ事業）（★）

一般市民の方や団体・企業を対象に、困難を抱える若者について理解し、活動に協力していただけるよう「応援パートナー」を養成し、地域ユースプラザをはじめとする地域の若者支援の活動への派遣等を実施します。

※応援パートナー

平成 27 年度に実施した「地域サポートモデル事業」により育成。

(3) その他の事業・取組

事業名	事業内容
被保護者自立支援プログラム事業 (ハローワークと連携した一体的な就労支援「ジョブスポット」)	生活保護受給者等を対象としたハローワークの窓口(ジョブスポット)を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。
横浜市子ども・若者支援協議会	関係機関による困難を抱える若者支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、横浜市子ども・若者支援協議会を設置・運営する。

事業名	事業内容
横浜版カナエール(★)	<p>児童養護施設等を退所した若者の大学等進学を応援する、奨学金支援プログラム。奨学生1人と社会人ボランティア3名がチームとなり、約3か月かけてスピーチを作り上げるとともに、それ以降も、卒業や資格取得時まで継続的にサポートする。</p> <p>児童養護施設等退所者向けアフターケア事業における奨学金支援事業として、平成26年度に横浜市が全国の自治体に先駆けて取り組んだ事業。</p>
よこはまPort Forの運営(★)	<p>施設退所者等が、いつでも気軽に立ち寄り、相談したり、情報等の提供を受けたり、イベント等に参加できたりする居場所を運営する。</p>

☆コラム～ひきこもりからの回復期にある若者の常設の居場所～「地域ユースプラザ」☆

ひきこもり等の困難な状況にある若者を支援する本市独自の事業として、市域の東西南北に1か所ずつ、計4か所に「地域ユースプラザ」を設置しています。

地域ユースプラザでは、15歳から39歳までの若者とその家族からの総合相談、社会参加・就労体験事業等を実施していますが、一番の特色は「ひきこもりからの回復期にある若者が利用できる常設の居場所」を運営していることです。(週5日、1日6時間以上)

居場所にはスタッフが常駐しており、同じような悩みを抱える若者がいつでも自由に訪れ、安心して過ごすことができます。一人ひとりの状況に合わせて、無理をせず自分のペースで、トランプやダーツ、おしゃべり、読書など自分の好きなことを行う中で、少しずつ他者との関わりを増やしていきます。

また、ギターや漫画などの趣味の講座、卓球やバレーボールなどのスポーツ、パソコン講座や職業人講話など就労に向けた講座なども実施されています。

こうしたプログラムの利用等を通じて、若者たちが進学や就労など次のステップに向けて自信をつけ、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう支援しています。

☆コラム～高校と支援機関等との連携～☆

高校においては、支援機関である若者サポートステーションのほか、様々な団体等と協働して、生徒の自立を支援する独自の取組が行われています。

横浜市は若者サポートステーションの運営支援をしており、横浜市、高校等、サポートステーションの三者で連携して、特に課題を多く抱える生徒を対象に、出張相談等による支援を行っています（平成 27 年度は 16 校と連携）。

① 県立田奈高校の取組

神奈川県内には、クリエイティブスクールと呼ばれる高校が 3 校あり、県立田奈高校はその一つです。県立田奈高校では、中学校までに学力面などで持てる力を必ずしも十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受け入れていますが、経済面や生活面で困難を抱える家庭で暮らす生徒も少なくありません。そのため、卒業後の自立に向け、学校独自に外部機関と連携した取組を進めており、横浜市とも連携しています。

★中退防止等に向けた取組の例

- ・『図書館カフェ』で気軽な居場所から課題発見「びっくりカフェ」（NPO 法人パノラマ）
- ・大学生ボランティアによる補習「田奈ゼミ」（NPO 法人カタリバ）

★自立支援に向けた取組の例

- ・就労自立のプロが個別面談「サポートステーション連携」（NPO 法人ユースポート横濱、横浜市）
- ・全生徒への最適なキャリア支援「スクールキャリアカウンセラー配置」（学校独自取組）

② 県立横浜修悠館高校の取組

横浜修悠館高校は神奈川県立高校として初の通信制の独立校です。5,000 人を超える在籍生徒の状態像は多様であるため、個別の特性にあった支援が実施できるよう、外部機関等と協力・連携して、支援・指導を実施しています。

★自立支援に向けた取組の例

- ・「修悠館サテライト」でサポートステーションとの連携による高校出張相談（株式会社 K2 インターナショナルジャパン、横浜市）

★基礎的な学力向上のための取組の例

- ・学習に遅れのある生徒の学び直し「トライ教室」（教員と教員 OB のボランティア）
- ・近隣の不登校中学生の高校進学に向けた相談や学習支援（株式会社 K2 インターナショナルジャパン）

③ 市立戸塚高校定時制の取組

戸塚高校定時制では、生徒の現状を踏まえつつ、生徒一人ひとりのもつ課題に対し、外部の専門相談機関と連携し、教職員誰もが的確に対応できる仕組みをつくるとともに、進路指導體制の充実の一つとして外部機関等と連携した取組を行っています。また、産業カウンセラーによる就職に向けてのカウンセリングや面接指導を行うなど、就業に向けた支援を行っています。

★自立支援に向けた取組の例

- ・サポートステーションとの連携（株式会社 K2 インターナショナルジャパン、横浜市）による定期的な出張相談、生徒への事業説明会、教員対象の講座

施策5 生活基盤を整える

1 施策の方針

- 現金給付等の経済的な支援により暮らしを保障します。
- 保護者の就労に向けた資格取得や就職活動への支援等により、生活自立に向けて支援します。

2 主な取組

(1) 生活基盤を支える現金給付

○生活保護

生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。

○児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。国の制度改正に伴い、平成28年8月分から第2子以降の加算額を増額し、ひとり親家庭への経済的な支援を充実します。

(2) 保護者の就労促進

○被保護者自立支援プログラム（就労支援事業）事業

区の生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで就職活動を行う際の支援を行い、自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない生活保護受給者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める取組を行います。

また、生活保護受給者等を対象としたハローワークの窓口（ジョブスポット）を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。

○生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業における就労支援）

区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、生活保護には至らない生活に困窮している世帯への相談支援を行います。相談者の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、生活・社会訓練等の就労に向けた準備支援や、ジョブスポット等を活用した就労支援を行います。

○母子・父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）

ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、より良い条件での就職や転職へつなげます。

給付金の支給割合や支給上限額、支給期間を拡充し、ひとり親家庭の保護者の就労による生活の安定に向けた支援を充実します。

○母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・講習会、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施します。

また、ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施し、ひとり親家庭の自立に向けて支援します。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再）

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。

(3) 子育て世帯への経済的支援等

○児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童を養育している者に手当を支給します。

○小児医療費助成

国は未就学児医療費の一部負担割合を3割から2割へ軽減し、子育て世帯への経済的支援を実施していますが、横浜市では、安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、学齢期児童医療費等の一部負担金分を助成することにより、子育て家庭の更なる経済的負担の軽減を図ります。

(4) その他の事業・取組

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金の支給)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、離職により住宅を失うおそれのある、又は既に失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を有期で支給する。*支給にあたっては求職活動等の要件あり。
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、すぐに就労に結びつかない生活困窮者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、各区に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットを活用した就労支援などを行う。
生活困窮者自立支援事業 (家計相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援を行う。

☆コラム～生活困窮者自立支援制度の概要～☆

日本では、雇用保険等の社会保険制度と生活保護制度の2つのセーフティネットにより、失業や病気などの事態に陥ったとしても、生活に困らないような仕組みになっていました。しかし、近年の非正規雇用の増加や世帯構成の変化など社会構造が変わってきたことにより、従来の仕組みだけでは支えきれない人が増えてきました。

このため、平成27年4月から、生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就職や家計の見直しなどにより、生活を立て直すことや、生活の安定をはかることができるよう支援する生活困窮者自立支援制度が始まりました。

横浜市では全区の区役所の生活支援課に、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度のご相談を一体的に実施する窓口を設けて、いずれも担当の職員が個別の事情を踏まえて、ご本人と一緒に考え、支援しています。

事業名	事業内容
被保護者自立支援プログラム事業 (就労支援事業)	就労支援専門員を各区生活支援課へ配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促す。 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズに合った求人を開拓し、区生活支援課を通して生活保護受給者へ求人情報の提供を行う。
被保護者自立支援プログラム事業 (就労準備支援事業)	すぐに就労に結びつかない生活保護受給者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。
被保護者自立支援プログラム事業 (ハローワークと連携した一体的な就労支援「ジョブスポット」)	生活保護受給者等を対象としたハローワークの窓口(ジョブスポット)を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。
被保護者自立支援プログラム事業 (教育支援事業)	区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行う。あわせて高等学校等に在籍する生徒についても通学継続支援を行う。
被保護者自立支援プログラム事業 (年金相談事業)	生活保護受給者の年金受給資格の調査、確認、手続き支援等を行う。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種資金貸付を行う。

事業名	事業内容
ひとり親家庭自立支援計画	ひとり親家庭の状況について実態調査等を行い、施策を総合的かつ計画的に展開するため、計画を策定し、推進する。
寡婦(夫)控除のみなし適用(★)	婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担の軽減を図る。(対象事業:保育所保育料、ひとり親家庭等日常生活支援事業等)
市営住宅事業	公営住宅法等に基づき、市が健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で貸与または転貸する。子育て世帯には、収入基準緩和や当選倍率優遇、子育て世帯限定(入居期限なし)の住宅募集を実施、住宅使用料には寡婦(夫)控除のみなし適用がある。
民間住宅あんしん入居事業(★)	家賃等の支払能力があるものの連帯保証人がいないことを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまうひとり親家庭などの方に、保証会社による「入居支援」と既存福祉施策等による「居住支援」を行う。
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業(子育てりびいん)	子育てに配慮された住宅、住環境の民間賃貸住宅を横浜市が認定し、収入の少ない子育て世帯に家賃の一部を助成し、子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、支援する制度。

☆コラム～生活保護制度の概要～☆

私たちの一生の間には、さまざまな事情のために生活が苦しくなってどうにもならなくなるときがあります。このようなときに、困っている状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障しながら、自分たちの力で生活ができるように支援するのが生活保護の制度です。世帯の人数や年齢などを基に定められた基準により計算した月ごとの最低生活費と世帯の全収入とを比べて、その少ない分について保護を受けることができます。

生活保護受給中は、担当ケースワーカーが家庭訪問や面談などを通じて、世帯の自立を側面的に支援していきます。

生活保護制度は、経済的に生活を支えるとともに、日常生活の自立、社会的な自立、経済的な自立について、それぞれの世帯にあった自立を目指していく支援を行う、国民の最後のセーフティーネットです。

第6章 計画の推進

○計画の推進にあたっての連携体制、推進体制

支援を必要とする家庭に育つ子どもやその家庭への支援は、多岐に渡ります。また、現在は、個別の課題に対する支援の中で連携した対応を行っていますが、支援機関各々の役割や取組内容の相互理解、関係者間での個人情報共有など、連携にあたっての基盤や仕組みが不十分な場合もあります。

また、子ども・子育て支援においては、乳幼児期からの子どもの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達や個々の特性に応じて、包括的・継続的な支援を行うことが求められています。

そのためには、個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築するための基盤づくりや仕組みづくりを一層進めていく必要があります。

計画の推進にあたり、きめ細かで具体的な支援を展開するためには、地域の主体的な取組や民間と連携した取組を進めていくことや、市民一人ひとりが子どもの貧困に対する理解を深め、それぞれができることから取り組むことが重要です。

例えば、食事の提供を含む子どもの居場所や高校生への地域等による学習支援等の新たな支援策、団体や民間企業等新たな支援の担い手や、すでに行われている支援機関・団体と県立・市立高校との連携等の取組手法、アウトリーチによる支援等についても、地域の自主的な取組や他都市の取組情報収集等を行い、本市の状況を踏まえ検討を進めることが必要です。

こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局等の関係区局による庁内の連絡会議や、支援者や有識者等による会議の開催により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めます。

○支援に関わる人々の人材育成

子どもの貧困対策は、困難を抱える子ども・若者、家庭を、暮らしの中での気づき、寄り添い、見守る人、相談を受け止めたり、支援につなげたりする人、専門的な支援を担う人など、教育・保育の場、地域、専門機関・行政機関など多くの人が協力したり、役割分担をしながら支えていく取組です。

教育・保育に携わる職員や、専門機関の職員や地域に対しても、すでに様々な人材育成の取組がなされていますが、これまで以上に、子どもの貧困に対する感度や支援のスキルを高めるとともに、「子ども・青少年にとって」の視点に立ち、子ども・若者、家庭と関わっていくことが重要です。

このため、支援に関わる人々に対し、子どもの貧困の現状に対する共通認識や、支援に関わる機関等の持つ役割、活用できる制度や地域の資源等に関する情報を持つ方策等をまとめ、それぞれの制度マニュアルや研修の中に取り入れていくこと等についても、計画推進の中で引き続き検討を進めます。

また、地域において、支援に関わる機関のネットワークづくりや、支援に関わる人を増やす取組が円滑に進むような仕組みづくりについても、計画推進の中で検討を進めます。

○子どもの貧困に関するデータ収集や調査の実施

横浜市では、本計画の策定にあたり、本市の子どもの貧困に関連する事業データを改めて整理するとともに、市民アンケート、対象者アンケート、支援者ヒアリング等の実態把握のための調査を行いました。

計画推進にあたっては、本市の状況の変化や取組の成果等を把握するため、必要なデータの収集を行います。

☆コラム～子ども食堂の取組～☆

経済的な理由で十分な食事をとることができない、夕食を菓子パンやスナック菓子で済ませてしまったり、親の仕事等で一人で食事をしているなど、本市の関係者ヒアリングの中でも、子どもの食を取り巻く状況が確認されました。

また、本市のアンケート調査によると、ひとり親世帯では普段子どもだけでご飯を食べることがあると回答した比率は「よくある」「ときどきある」をあわせると5割近くとなっています。

家庭や学校の他に、地域の中に子どもの居場所を増やして、子どもを地域全体で見守り、子どもの育ちを温かく支えることのできる取組として、近年「子ども食堂」が注目されています。「子ども食堂」は、子どもが一人でも入れる食堂で、無料や低価格で手作りの温かい食事を食べることが出来る場です。子どもに、栄養のバランスのとれた食事をとってもらおうとともに、大人と一緒に料理をしたり、大人数で食卓を囲むことで、「孤食」等の子どもの食をとりまく環境が改善されることが期待されます。また、子どもに寄り添って話し相手となったり、学習支援をするなど、子どもと地域の人が交流する取組を行っているケースも多くみられます。

「子ども食堂」は、NPO法人、市民団体、ボランティアが担い手となって、全国各地に広がりを見せています。2015年には、「こども食堂ネットワーク」という全国的なネットワーク組織が発足し、民間ベースの取り組みとして子ども食堂の運営主体による交流が始まっています。

国や自治体による生活保護制度などのセーフティネットの仕組みに加えて、「子ども食堂」の取組に代表されるような、地域社会で子どもの育ちを見守り支える取組は、支援を必要とする子どもにとって重層的な支援が用意されているという観点からも、今後の広がりが期待されます。